

## 地域計画変更に係る協議の場の開催について（農業経営基盤強化促進法第19条関係）

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、地域計画変更の申出のあった事項について、地域計画の変更を予定しています。つきましては、下記の内容について意見を募集した結果を報告します。

### 1. 対象地域

栗原市高清水地区

### 2. 地域計画変更の概要

変更を希望する土地及び内容は下記のとおりです。

No	地名	地番	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	変更内容	変更理由
1	高清水新神明41	41	田	754	地域計画区域からの除外	農地以外の利用に供するため
2	高清水新神明42-1	42-1	田	256	地域計画区域からの除外	農地以外の利用に供するため
3	高清水影の沢38-387	38-387	畠	20	地域計画区域からの除外	農地以外の利用に供するため
4	高清水影の沢38-388	38-388	畠	1.55	地域計画区域からの除外	農地以外の利用に供するため
5	高清水影の沢38-389	38-389	田	268	地域計画区域からの除外	農地以外の利用に供するため

### 3. 意見募集期間

令和7年11月25日（火）から令和7年12月2日（火）

### 4. 意見募集結果

意見等はありませんでした。

### お問い合わせ先

栗原市農林振興部農政園芸課（栗原市築館薬師一丁目7番1号 ふるさとセンター2階）

TEL：0228-22-1135

FAX：0228-24-7688

Eメール：nosei@kuriharacity.jp